



2022年11月25日

各 位

会社名 西尾レントオール株式会社
代表者名 代表取締役社長 西尾 公志
(コード番号 9699 東証プライム市場)
問合せ先 取締役本社管理部門管掌 四元 一夫
(TEL. 06-6251-7302)

持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約締結、商号の変更 及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月10日付「持株会社体制への移行の検討開始に関するお知らせ」及び2022年9月30日付「持株会社体制への移行に伴う分割準備会社設立のお知らせ」において、2023年4月1日（予定）を効力発生日として会社分割の方法により持株会社体制に移行すべくその準備を開始する旨を公表しております。

当社は、本日開催の取締役会において、当社を吸収分割会社（以下、「分割会社」といいます。）とする会社分割により、建設・設備工事用機器及びイベント用関連機材等の賃貸及び販売事業（当社が営む一切の事業のうち、グループ経営管理事業及びタワークレーンレンタルに関する事業を除く。）を当社の100%子会社である西尾レントオール分割準備株式会社に承継させることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします（以下、当該会社分割を「本件分割」といいます。）。

また、持株会社体制への移行に伴い、当社は2023年4月1日付で、商号を「ニシオホールディングス株式会社」に変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更する予定です。

なお、本件分割及び定款の一部変更（商号及び事業目的の変更）につきましては、2022年12月20日開催予定の当社第64回定時株主総会において関連議案が承認されることを条件としております。

本件分割は、当社の100%子会社に事業を承継させる吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

I. 会社分割による持株会社体制への移行

1. 持株会社体制への移行の背景と目的

当社グループ（当社及び連結子会社）は、社是「わが社は総合レンタル業のパイオニアとして経済社会に貢献する」を基本として、グループ各社それぞれが切磋琢磨し、取扱商品の拡大を図り、M&A等を活用した事業分野の拡大に努めてまいりました。

その結果、業界屈指の事業領域の幅の広さを実現し、事業の持続性・安定性という面では成果を上げることができました。

その反面、グループ内で一部重複投資が見られる等、効率性に課題も残り、安全品質基準やコンプライアンスについてグループ全体で足並みをそろえて、さらなる向上を目指す必要があります。

このたび持株会社体制に移行することにより、当社グループの一層の成長加速と事業拡大を図り、あわせて強固な経営基盤構築を実現してまいります。

2. 持株会社体制への移行の要旨

(1) 本件分割の日程

2022年11月25日	吸収分割契約に関する取締役会決議
2022年11月25日	吸収分割契約の締結
2022年12月20日(予定)	吸収分割契約に関する定時株主総会決議
2023年4月1日(予定)	吸収分割の効力発生日

(2) 本件分割の方式

本件分割は、当社を分割会社とし、当社100%子会社である西尾レントオール分割準備株式会社を吸収分割承継会社(以下「承継会社」といいます。)とする吸収分割により行います。また、当社は持株会社として引き続き上場を維持いたします。

(3) 本件分割に係る割り当ての内容

本件分割に際して承継会社である西尾レントオール分割準備株式会社は普通株式を4,000株発行し、これを全て分割会社である当社に割当て交付いたします。

(4) 本件分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(5) 本件分割により増減する資本金等

本件分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

承継会社が当社から承継する権利義務は、効力発生日において、本件分割に係る吸収分割契約に規定される建設・設備工事用機器及びイベント用関連機材等の賃貸及び販売事業(当社が営む一切の事業のうち、グループ経営管理事業及びタワークレーンレンタルに関する事業を除く。)に係る資産、債務その他の権利義務といたします。なお、承継会社が当社から承継する債務については、重疊的債務引受の方法によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

当社及び承継会社は、本件分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されていません。したがって、本件分割において、当社及び承継会社が負担すべき債務については、債務履行の見込みに問題がないと判断しております。

3. 本件分割の当事会社の概要

	分割会社 (2022年9月30日現在)	承継会社 (2022年10月3日設立時点)
(1) 商号	西尾レントオール株式会社	西尾レントオール分割準備株式会社
(2) 本店所在地	大阪市中央区東心斎橋1丁目11番17号	大阪市中央区東心斎橋1丁目11番17号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 西尾 公志	代表取締役社長 西尾 公志
(4) 設立年月日	1959年10月26日	2022年10月3日
(5) 資本金	8,100百万円	100百万円
(6) 事業内容	建設・設備工事用機器及びイベント用関連機材等の賃貸及び販売事業	建設・設備工事用機器及びイベント用関連機材等の賃貸及び販売事業
(7) 発行済株式数	28,391,464株	2,000株
(8) 決算期	9月30日	9月30日
(9) 大株主及び持株比率	有限会社ニシオトレーディング 13.5%	西尾レントオール株式会社 100%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 10.8%	—
	THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD. 7.0%	—
	西尾公志 4.7%	—
	西尾レントオール社員持株会 4.4%	—
	株式会社日本カストディ銀行(信託口) 3.5%	—
	西尾レントオール取引先持株会 3.2%	—
	一般財団法人レントオール奨学財団 3.0%	—
	日浦知子 2.5%	—
	THE CHASE MANHATTANBANK, N.A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT 2.1%	—
(10) 当事会社間の関係等		
資本関係	当社が承継会社の発行済株式の100%を保有しております。	
人的関係	当社より承継会社に取り締役8名、監査役1名を派遣しております。	
取引関係	承継会社は事業を開始していないため、現時点における当社との取引関係はありません。	

	分割会社 (2022年9月30日現在)	承継会社 (2022年10月3日設立時点)
(11) 直前事業年度の財政状態及び経営成績 (2022年9月期)		
純資産	116,778 百万円 (連結)	100 百万円
総資産	261,699 百万円 (連結)	100 百万円
1株当たり純資産	4,127.50 円 (連結)	50,000.00 円
売上高	170,634 百万円 (連結)	—
営業利益	14,884 百万円 (連結)	—
経常利益	14,301 百万円 (連結)	—
親会社株式に帰属する 当期純利益	9,167 百万円 (連結)	—
1株当たり当期純利益	330.31 円 (連結)	—

4. 本件分割後の状況 (2023年4月1日 (予定))

	分割会社	承継会社
(1) 商号	ニシオホールディングス株式会社 (2023年4月1日付で「西尾レント オール株式会社」より商号変更予 定)	西尾レントオール株式会社 (2023年4月1日付で「西尾レント オール分割準備株式会社」より商号 変更予定)
(2) 本店所在地	大阪府中央区東心斎橋1丁目11番 17号	大阪府中央区東心斎橋1丁目11番 17号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 西尾 公志	代表取締役社長 西尾 公志
(4) 資本金	8,100 百万円	300 百万円
(5) 事業内容	グループ会社の経営管理事業等	建設・設備工事用機器及びイベント 用関連機材等の賃貸及び販売事業
(6) 決算期	9月30日	9月30日

5. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する事業部門の事業内容

建設・設備工事用機器及びイベント用関連機材等の賃貸及び販売事業（当社が営む一切の事業のうち、グループ経営管理事業及びタワークレーンレンタルに関する事業を除く。）

(2) 分割する事業部門の2022年9月期における経営成績

	分割事業 (a)	当社実績 (b)	比率 (a÷b)
売上高	102,103 百万円	105,677 百万円	96.6%

(注) タワークレーンレンタルに関する事業は2023年4月1日付で当社子会社が譲り受ける予定です。

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額 (2022年9月30日現在)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	33,090 百万円	流動負債	49,333 百万円
固定資産	86,055 百万円	固定負債	49,671 百万円
合計	119,145 百万円	合計	99,005 百万円

(注) 上記金額は2022年9月30日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整した数値となります。

6. 会計処理の概要

本件分割は、企業結合会計基準における共通支配下の取引に該当いたします。なお、本件分割により「のれん」は発生いたしません。

7. 今後の見通し

本件分割により事業を承継する事業会社及びタワークレーンレンタルに関する事業を行う事業会社は、当社の100%出資の子会社であるため、連結業績に与える影響は軽微と考えております。

II. 商号の変更

1. 変更の理由

「I. 会社分割による持株会社体制への移行」に記載のとおり、2023年4月1日をもって持株会社体制へ移行する予定であります。これに伴い、2022年12月20日開催予定の当社第64回定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、当社は持株会社として「ニシオホールディングス株式会社」へ商号を変更いたします。

2. 新商号

ニシオホールディングス株式会社

3. 連結子会社における商号変更

当社100%子会社である西尾レントオール分割準備株式会社は事業会社として「西尾レントオール株式会社」へあわせて商号変更を行う予定です。

4. 変更予定日

2023年4月1日

III. 定款の変更

1. 定款変更の理由

- (1) 「I. 会社分割による持株会社体制への移行」に記載のとおり、2023年4月1日をもって持株会社体制へ移行する予定であります。これに伴い、2022年12月20日開催予定の当社第64回定時株主総会において関連議案が承認されることを条件として、現行定款第1条(商号)及び第2条(目的)を変更し、あわせて、2023年4月1日にそれぞれの効力が発生する旨の附則を設けるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条(商号) 当社は西尾レントオール株式会社と称し、英文では、<u>NISHIO RENT ALL CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>第2条(目的) 当社は次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (33) (条文省略)</p> <p>第3条~第14条(条文省略)</p> <p>第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第1条(商号) 当社は<u>ニシオホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>NISHIO HOLDINGS CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>第2条(目的) 当社は次の業務を営むこと、<u>並びに次の各号に掲げる業務を営む会社(外国会社を含む。)の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。</u></p> <p>(1) ~ (33) (現行どおり)</p> <p>第3条~第14条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第 16 条～第 41 条 (条文省略)</p>	<p><u>第 15 条 (電子提供措置等)</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
	<p>第 16 条～第 41 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 1 条</u> <u>定款第 1 条 (商号) 及び第 2 条 (目的) の変更は、2023 年 4 月 1 日をもって効力が生じるものとする。</u> <u>なお、本条は、前記の効力発生日経過後にこれを削除するものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 2 条</u> <u>会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行日である 2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u> <u>2. 本条は、前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日にこれを削除するものとする。</u></p>

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会 2022 年 12 月 20 日 (予定)
定款変更の効力発生日 (1) 2023 年 4 月 1 日 (予定)
(2) 2022 年 12 月 20 日 (予定)

以 上